

四 半 期 報 告 書

(第19期第 2 四半期)

サクサホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【四半期会計期間】	第19期第2四半期 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)
【会社名】	サクサホールディングス株式会社
【英訳名】	SAXA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸 井 武 士
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
【電話番号】	(03)5791-5517
【事務連絡者氏名】	財務部長 長谷川 正 治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
【電話番号】	(03)5791-5517
【事務連絡者氏名】	財務部長 長谷川 正 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第2四半期 連結累計期間	第19期 第2四半期 連結累計期間	第18期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	16,713	14,026	36,561
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	601	△305	2,269
親会社株主に帰属する 四半期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△1,161	139	△217
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,055	122	526
純資産額 (百万円)	21,451	22,978	23,033
総資産額 (百万円)	36,305	36,261	36,483
1株当たり 四半期純利益 又は1株当たり 四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△198.85	23.86	△37.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.6	62.8	62.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,110	224	1,903
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△554	255	△1,087
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△472	655	△679
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (百万円)	7,742	8,946	7,808

回次	第18期 第2四半期 連結会計期間	第19期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△181.31	60.37

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第18期第2四半期連結累計期間および第18期の潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、1株当たり四半期 (当期) 純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第19期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第1四半期連結会計期間の期首から、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、前第2四半期連結累計期間と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額および前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

なお、当該会計基準等を適用したことに伴う当第2四半期連結累計期間の売上高に与える影響につきましては、「〔注記事項〕（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

文中における将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 財政状態および経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済は、変異株による感染拡大の懸念など、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、緊急事態宣言の期間延長などに伴う経済活動の抑制により厳しい環境が続いているものの、国内外ではワクチン接種の普及により活動制限は徐々に緩和され、各種政策の効果や海外経済の改善もあり一部で持ち直しの動きがみられました。しかしながら、長引くコロナ禍で先行きは不透明であり、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、当企業グループにおいては、世界的な半導体不足や東南アジアでの新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの不安定な状況による生産活動の遅れと販売機会損失に加え、調達価格の高騰による事業活動への影響がありました。

このような経済環境の中で、当企業グループは、2021年6月に2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画（サクサは変わる。）を公表し、2026年3月期には、売上高400億円、営業利益25億円、ROE6.5%以上を長期目標に、3つの戦略「事業を変える。」「財務を変える。」「ガバナンスを変える。」を掲げ、始動しました。

「事業を変える。」について、中堅・中小企業が抱えている「IT人材不足」、「働き方改革」、「売上向上」の課題解決、DX支援のサービス開始に向けた活動を推進しております。また、中堅・中小企業向けUTM（統合脅威管理アプライアンス）「SS7000」シリーズの販売を開始し（成長事業：ITビジネス）、車両ナンバー認識システムと入退室管理システムが連携した入退場車両ナンバーシステムの販売を2021年冬から開始します（成長事業：ビジュアルソリューション）。

加えて、中期経営計画の実行を加速させるため当社代表取締役社長を委員長とした「成長プロセス改革委員会」を新設し、企業グループ体制の整備やITシステムの再構築を推進いたします。

「財務を変える。」について、保有資産の有効活用を図るため、政策保有株式（上場株式3銘柄、非上場株式1銘柄）を売却と、保有不動産の流動化・収益化に向けた取り組みに着手しております。

「ガバナンスを変える。」について、2021年6月18日付で株式会社東京証券取引所に改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出しました。継続して財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正に向けた活動に努めてまいります。また、積極的なIR活動を推進するための専門組織として「IR室」を新設しました。なお、本日、ガバナンス強化へ向けたグループ再編について公表をしております。

当第2四半期連結累計期間の売上高は、14,026百万円（前年同四半期は16,713百万円）となりました。売上高のうち、成長事業の売上高は、4,481百万円（前年同四半期は4,548百万円）となり、コロナ禍に伴う働き方改革を追い風に、SIビジネスの販売増加はありましたが、資材および部品の調達難によるITビジネスおよびビジュアルソリューションの販売減少となりました。一方、基盤事業の売上高は、9,545百万円（前年同四半期は12,165百万円）となり、主に、資材および部品の調達難によるボタン電話装置の販売減少に加え、コロナ禍に伴う市場環境変化により、アミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品の受注が減少しました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,703百万円減少しており、成長事業の売上高は255百万円、

基盤事業の売上高は1,448百万円それぞれ減少しております。

利益面では、資材および部品の調達価格の高騰に伴う材料費増加に加え、前期から取組んでいる不適切な会計処理に対応した改善措置実行費用、監査報酬等の増加により、経常損失が305百万円（前年同四半期は経常利益601百万円）、投資有価証券売却益447百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、139百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1,161百万円）となりました。

分野別の営業の概況は、次のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、10,414百万円（前年同四半期は11,473百万円）となりました。これは、S I ビジネスの売上増加はありましたが、ボタン電話装置、I T ビジネスおよびビジュアルソリューションの売上減少によるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は348百万円減少しております。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、3,612百万円（前年同四半期は5,240百万円）となりました。これは、アミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品の売上が減少したことによるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,355百万円減少しております。

当第2四半期連結会計期間末の財政状況の概況は、次のとおりです。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上はありましたが、配当金の支払いをしたことなどにより、前連結会計年度末に比べ55百万円減少し22,978百万円、総資産は221百万円減少し36,261百万円となったことにより、自己資本比率は62.8%となりました。

増減の主なものは、以下のとおりです。

流動資産では、受取手形、売掛金及び契約資産の回収により2,243百万円減少いたしました。当第2四半期連結会計期間末後の受注を見据え棚卸資産が1,222百万円増加いたしました。

固定資産では、無形固定資産がソフトウェアの償却などにより206百万円、投資有価証券が売却等により78百万円、有形固定資産が償却などにより55百万円それぞれ減少したことなどにより、固定資産全体で363百万円の減少となりました。

負債では、資金調達のため借入金が増加しておりますが、未払法人税等が453百万円、未払消費税等が293百万円、それぞれ支払いにより減少いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,137百万円増加し、8,946百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、224百万円の収入（前年同四半期は1,110百万円の収入）となりました。これは税金等調整前四半期純利益の計上はありましたが、過年度決算訂正関連費用の減少および棚卸資産の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、255百万円の収入（前年同四半期は554百万円の支出）となりました。これは無形固定資産、有形固定資産の取得による支出はありましたが、投資有価証券の売却による収入によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、655百万円の収入（前年同四半期は472百万円の支出）となりました。これは配当金の支払による支出はありましたが、借入による資金調達を行ったことによるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当企業グループは、当企業グループの不適切な会計処理等の問題に関して、2020年10月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で公表いたしました特別調査委員会の調査報告書記載の再発防止策の提言を踏まえ、2020年11月16日付「再発防止策の策定について」を、また、同年12月4日付で「改善報告書」をそれぞれ公表し、改善措置を実行し、2021年6月18日付で株式会社東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出するに至りました。

しかしながら、2021年6月29日付の「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、2021年3月期において、開示すべき重要な不備があり内部統制は有効でない旨を公表しております。

当第2四半期連結累計期間の中で、内部統制（再発防止策）の整備状況は概ね目処がつけましたが、運用状況については未了であることから、再発防止策を確実に実行し、内部統制を有効にすることが、事業上、財務上の課題を解決するための最優先課題であると判断しております。

（株式会社の支配に関する基本方針）

①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

ア．買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの

イ．株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの

ウ．当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの

エ．当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの

オ．買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

②基本方針の実現に資する具体的な取組み

ア．基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する。」を企業理念に、新たに2021年1月、当企業グループのビジョンおよび行動指針を制定しました。そして、2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画（サクサは変わる。）を策定し、「事業を変える。」「財務を変える。」「ガバナンスを変える。」の3つの戦略を掲げ、ステークホルダーの信頼回復と企業価値向上を図ってまいります。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第16回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の（ア）または（イ）に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

- (ア) 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- (イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト

(<https://www.saxa.co.jp/ir/management/governance.html>) をご参照ください。

③具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア. あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること

イ. 株主の皆様を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること

ウ. 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること

エ. 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること

オ. 本ルールの有効期限を2022年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

(4) 研究開発活動

当企業グループにおける研究開発活動は、ネットワークソリューション分野およびセキュリティソリューション分野について、事業運営に直結した新技術、新商品の開発のほか、デジタルトランスフォーメーションに必要な技術を確立するために研究開発（R&D）を進めています。

当第2四半期連結累計期間は、安心、安全、快適、便利を実現するソリューションを提供するために必要となる音声、映像、データおよびアプリケーションに関わる研究開発に重点をおき活動しました。

なお、当第2四半期連結累計期間の研究開発費総額は、1,577百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当企業グループの主力市場である情報通信ネットワーク関連市場においては、多様化、高度化したネットワークを活用した様々な事業が生まれるなど大きな変化が続いております。また、前述の「(1) 財政状態および経営成績の状況」に記載のとおり、資材および部品の調達難に伴う生産活動の遅れや、調達価格の高騰が継続しております。

このような市場環境の変化と資材調達環境の変化により、当企業グループの業績も影響を受けます。

(6) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当企業グループは、運転資金および設備投資資金につきましては、内部資金を充当し、必要に応じ金融機関からの借入により調達することとしております。このうち借入による資金調達に関しましては、運転資金については主に期限が1年以内の短期借入金により調達しており、設備投資資金等については長期借入金等により調達しております。

また、資産効率の向上、営業活動によるキャッシュ・フローの確保およびシンジケーション方式によるコミットメントライン7,000百万円の活用により、当面の運転資金および設備投資資金を調達することが可能と考えております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当企業グループが関連する情報通信ネットワーク関連市場は、急速な技術革新と競争の激化などによりめまぐるしく変化する環境下にあります。当企業グループは、このような変化に柔軟に対応し、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき、最善の経営方針を立案するよう心がけております。

具体的には、前事業年度の有価証券報告書の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に記載のとおりであり、それらの課題に継続して取り組んでまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,244,962	6,244,962	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	6,244,962	6,244,962	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	6,244,962	—	10,836	—	3,000

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門1-7-12	814	13.94
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	555	9.51
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A / C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager, Operation 小松原英太郎)	LEVEL 13 HSBC MAIN BUILDING 1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	317	5.44
株式会社グローセル	東京都千代田区神田司町2-1	236	4.04
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	233	4.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	176	3.03
水元 公仁	東京都新宿区	169	2.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	143	2.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店ダイレクト・カストディ・クリアリング業務部長 石川 潤)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6-27-30)	143	2.46
サクサグループ従業員持株会	東京都港区白金1丁目17-3 NBFプラチナタワー	113	1.94
計	—	2,903	49.72

- (注) 1 当社は、自己株式404,852株を保有しておりますが、上記の「大株主の状況」からは除いております。
- 2 沖電気工業株式会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式605,980株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
- 3 株式会社みずほ銀行の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式177,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
- 4 2021年10月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、重田光時氏およびその共同保有者である株式会社鹿児島東インド会社が2021年10月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
重田 光時	香港、中環、鴨巴甸街	501	8.03
株式会社鹿児島東インド会社	鹿児島県大島郡大和村国直264番地	0	0.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 404,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,789,800	57,898	—
単元未満株式	普通株式 50,362	—	単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,244,962	—	—
総株主の議決権	—	57,898	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ300株および60株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が52株含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) サクサホールディングス 株式会社	東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー	404,800	—	404,800	6.48
計	—	404,800	—	404,800	6.48

(注) 上記のほか、サクサ株式会社(連結子会社)が所有する株式500株(議決権数5個)について、株主名簿上は、同社名義となっておりますが、当該株式は同社が実質的に保有していない株式です。

なお、当該株式は、上記の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」および「総株主の議決権」欄に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 経営戦略、IR戦略担当	取締役 経営戦略担当	上田 康夫	2021年7月27日
取締役 経営戦略、IR戦略担当 IR室長	取締役 経営戦略、IR戦略担当		2021年9月1日
取締役 財務戦略、内部統制担当 グループ内部統制室長	取締役 財務戦略担当 グループ内部統制室長	小林 俊夫	2021年7月27日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)および当第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東光監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の会計監査人は次の通り交代しております。

第18期連結会計年度 EY新日本有限責任監査法人

第19期第2四半期連結会計期間および第2四半期連結累計期間 東光監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31 日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2021年 9 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,808	8,946
受取手形及び売掛金	8,670	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	6,427
商品及び製品	1,638	1,900
仕掛品	546	1,196
原材料及び貯蔵品	2,187	2,497
その他	674	698
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	21,523	21,665
固定資産		
有形固定資産		
土地	6,568	6,568
その他（純額）	1,558	1,503
有形固定資産合計	8,126	8,071
無形固定資産		
ソフトウェア	1,505	1,299
その他	39	39
無形固定資産合計	1,544	1,338
投資その他の資産		
投資有価証券	4,256	4,177
その他	1,187	1,158
貸倒引当金	△155	△149
投資その他の資産合計	5,288	5,186
固定資産合計	14,959	14,596
資産合計	36,483	36,261

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,419	4,159
短期借入金	1,056	1,402
未払金	870	913
未払費用	274	245
未払法人税等	563	109
未払消費税等	406	113
賞与引当金	952	931
役員賞与引当金	3	-
製品保証引当金	198	202
その他	453	622
流動負債合計	9,200	8,700
固定負債		
長期借入金	1,259	1,747
繰延税金負債	103	99
退職給付に係る負債	2,196	2,046
役員退職慰労引当金	44	41
その他	645	647
固定負債合計	4,249	4,582
負債合計	13,449	13,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,836	10,836
資本剰余金	6,022	6,022
利益剰余金	6,431	6,395
自己株式	△1,250	△1,251
株主資本合計	22,039	22,003
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	770	793
為替換算調整勘定	8	8
退職給付に係る調整累計額	13	△23
その他の包括利益累計額合計	792	778
非支配株主持分	201	196
純資産合計	23,033	22,978
負債純資産合計	36,483	36,261

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	16,713	14,026
売上原価	11,553	9,782
売上総利益	5,159	4,243
販売費及び一般管理費	※1 4,525	※1 4,644
営業利益又は営業損失(△)	634	△400
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	65	62
受取補償金	25	10
持分法による投資利益	-	0
為替差益	-	2
その他	25	52
営業外収益合計	118	129
営業外費用		
支払利息	15	13
支払手数料	9	8
持分法による投資損失	30	-
為替差損	3	-
アレンジメントフィー	87	-
その他	5	12
営業外費用合計	151	35
経常利益又は経常損失(△)	601	△305
特別利益		
固定資産売却益	2	1
投資有価証券売却益	-	447
特別利益合計	2	448
特別損失		
固定資産除却損	1	2
固定資産売却損	-	0
減損損失	1	-
過年度決算訂正関連費用	1,416	-
特別損失合計	1,420	2
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△816	140
法人税、住民税及び事業税	250	58
法人税等調整額	88	△54
法人税等合計	339	3
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,155	136
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	5	△2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,161	139

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△1,155	136
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	153	23
退職給付に係る調整額	△54	△37
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	100	△14
四半期包括利益	△1,055	122
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,061	125
非支配株主に係る四半期包括利益	5	△3

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	△816	140
減価償却費	531	540
減損損失	1	-
のれん償却額	0	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△85	△150
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△4	4
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	32	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	67	△21
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△29	△3
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△4	△2
受取利息及び受取配当金	△67	△63
支払利息	15	13
為替差損益 (△は益)	3	△2
持分法による投資損益 (△は益)	30	△0
投資有価証券売却損益 (△は益)	-	△447
固定資産売却損益 (△は益)	△2	△1
固定資産除却損	1	2
過年度決算訂正関連費用	1,416	-
売上債権の増減額 (△は増加)	2,293	2,243
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△630	△1,222
仕入債務の増減額 (△は減少)	△468	△260
その他	△500	△257
小計	1,783	504
利息及び配当金の受取額	67	63
利息の支払額	△15	△15
過年度決算訂正関連費用の支払額	△647	△5
法人税等の支払額	△77	△322
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,110	224

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△167	△184
有形固定資産の売却による収入	2	19
無形固定資産の取得による支出	△399	△223
投資有価証券の取得による支出	△1	△1
投資有価証券の売却による収入	-	631
関係会社貸付けの回収による収入	11	-
その他	-	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△554	255
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	△4	300
長期借入れによる収入	-	750
長期借入金の返済による支出	△367	△216
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△0	△173
非支配株主への配当金の支払額	△12	△2
その他	△88	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△472	655
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	82	1,137
現金及び現金同等物の期首残高	7,659	7,808
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,742	※1 8,946

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当企業グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1 製品販売の収益認識時点

従来出荷時に収益を認識しておりました顧客への製品販売について、原則として製品の引き渡し時に収益を認識することといたしました。

2 本人代理人

顧客への製品販売における当企業グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識することといたしました。

3 有償受給取引

有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識することといたしました。

4 履行義務への配分

契約において、製品の販売やサービスの提供等の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

5 変動対価

当企業グループが製品およびサービスと交換に受け取る対価は固定金額または変動金額の場合があり、変動対価は重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合のみ認識しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,703百万円減少し、売上原価は1,421百万円減少し、営業損失及び経常損失はそれぞれ103百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は103百万円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(表示方法の変更)

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示しておりました15百万円は、「支払手数料」9百万円、「その他」5百万円として組み替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	211百万円	194百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料賃金	1,238百万円	1,259百万円
賞与引当金繰入額	498 "	449 "
退職給付費用	22 "	39 "
役員退職慰労引当金繰入額	10 "	9 "
減価償却費	72 "	65 "
製品保証引当金繰入額	△4 "	4 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	7,742百万円	8,946百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	7,742百万円	8,946百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	30.00	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付随するサービスの提供からなる事業を行っており事業区分が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付随するサービスの提供からなる事業を行っており事業区分が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

		一時点で移転 される財	一定の期間に渡り 移転されるサービス	合計
ネットワークソリューション分野	キーテレホンシステム	4,888	0	4,888
	ネットワーク機器他	5,252	272	5,525
	ネットワークソリューション分野	10,141	273	10,414
セキュリティソリューション分野	セキュリティシステム	2,037	43	2,080
	部品加工他	1,531	—	1,531
	セキュリティソリューション分野	3,569	43	3,612
合計		13,710	316	14,026

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失および算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)(円)	△198.85	23.86
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(百万円)	△1,161	139
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(百万円)	△1,161	139
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,840	5,840

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
また当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(元取締役からの損失補填等)

当社は、2020年10月23日付公表の「役員等責任調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社における一連の不正あるいは不適切な会計処理等の問題（以下「本件事案」という。）において、取締役、監査役等の任務懈怠に該当する行為があったか否かについて、さらに調査を行い、その責任を明らかにする必要があると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる「役員等責任調査委員会」を設置しました。

その後、2021年2月26日付公表の「役員等責任調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が役員等責任調査委員会から受領した調査報告書においては、調査対象となった取締役、監査役等のうち、一部の元取締役および元監査役について任務懈怠責任が認められること、本件事案で上記の元取締役および元監査役の任務懈怠行為との間に相当因果関係があると認められる損害は、会計監査人の追加監査報酬、本件事案についての当社における弁護士相談費用ならびに特別調査委員会及び役員等責任調査委員会の調査費用等であること等が指摘されました。

これを受け、当社は、役員等責任調査委員会の調査報告書において任務懈怠責任が認められた元取締役6名および元監査役2名に対する損害賠償請求その他の法的措置について、外部の弁護士を代理人として選任し、当該弁護士の法的助言を受けながら、当該弁護士を通じて上記の8名との協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、今般、当社は、上記6名の元取締役が当社に対して本件事案に関して当社に発生した損失につき一定金額を補填する内容の和解案を2021年10月15日に開催した当社監査役会および取締役会において決議し、元取締役6名との間で、2021年10月27日に合意いたしました。

当該合意により、2022年3月期第3四半期において受取和解金100百万円を特別利益に計上いたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

サクサホールディングス株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌 也
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安 彦 潤 也
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	照 井 慎 平
----------------	-------	---------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサクサホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2021年10月15日開催の取締役会において、元取締役が会社が発生した損失につき一定金額を補填することに合意する旨を決議し、同10月27日に合意した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2020年11月16日付で限定付結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2021年6月29日付で限定付適正意見を表明している。

限定付結論を表明した理由は、前々連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前々連結会計年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができず、売上原価等に修正が必要かどうかについて判断することができなかったため、前々連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明しており、その結果、当該事項が前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響

を及ぼす可能性があるためとしている。

限定付適正意見を表明した理由は、上記と同様の理由で前々連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明しており、その結果、前連結会計年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるためとしている。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2021年11月12日

【会社名】

サクサホールディングス株式会社

【英訳名】

SAXA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 丸 井 武 士

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長丸井武士は、当社の第19期第2四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

